

				し、他市他圏域に普及している。
(社)大阪精神保健福祉協議会	精神障害者の生活を支える「げんきの会」活動	「げんきの会」	一般市民、当事者	毎年、イベント「げんきまつり」を開催し、啓発と交流活動を推進している大阪府泉州地区で、ソフトボール「げんき杯」を開催し、障害者スポーツの振興、及び圏域をこえて一般市民との交流活動を推進している。
愛媛県精神保健福祉協会	南宇和精神障害者の社会参加を進める会の活動	南宇和精神障害者の社会参加を進める会	当事者・地域住民	南宇和郡の現状および課題の把握を努め、障害者の社会参加や啓発活動の充実強化を図る。
愛媛県精神保健福祉協会	南宇和心の健康を考える会の活動	南宇和心の健康を考える会	当事者・地域住民	精神保健福祉の向上を図るため、関係機関の連携を深め併せて今後の方策を考へることを目的として普及・啓発を行う。

付表 14. 共通の目標や教育資料の開発についての意見

センター・協会名	共通の目標や課題	教育の内容	開発共有したい資料	普及を図りたい資料
精神保健福祉センター				
宮城県精神保健福祉センター	精神疾患への偏見を緩和し、誰でもなる可能性のある病気であることを理解し、地域にあたり前に精神障害者が生活できる。	若年者、働き盛り、高齢者等ライフステージに合わせて啓発普及。	ライフステージを通じて、精神疾患の可能性や誰かに相談していいということを理解できる教材	
茨城県精神保健福祉センター	目標)人から人へ知識や思い・活動が共有・伝達され、地域がエンパワーメントできる。		住民参加型(SOTOモデル)、ヘルスプロモーション活動の精神保健版	
千葉県精神保健福祉センター	人間理解の促進:精神障害者を特別な存在としてみられないために、メンタルヘルスの視点から、人は健康と障害、疾患を連続して有している存在であるといった理解の啓発普及が求められる。	広域的、大衆向けには①今日の映像による情報の影響力を踏まえてTV番組を活用する。 ②何よりも実効性のある活動は、当事者活動を促進させ、市民の目に触れ交流できる機会、場の創出である。	①従前のマスメディア、インターネット等以外は、学校教育に使用されるメンタルヘルス教材。 ②自動・生徒の施設等へのボランティア活動の場を確保し、生きた教材とする。	
神奈川県精神保健福祉センター	精神障害に関する理解の促進、偏見の除去。国民一人一人の自己の心の健康づくり、健康管理。	精神障害に関する理解。ストレスに関する自己覚知、気軽な受療行動の育成。	ビデオ	

新潟県精神保健福祉センター	自殺予防対策。一般医療機関における精神疾患の理解。	疾病についての基本的知識の普及。相談機関、地域精神保健活動のメニューの周知。	疾病ごとの啓発普及用パンフレット。地域精神保健の活用フロア図。	
富山県心の健康センター	こころのバリアフリーを推進し、共生の社会を作っていくために、次世代の普及・啓発に積極的な取り組みを展開する。	学童・生徒と地域の精神障害者の交流体験の場を「教育」に位置づける。	学童・生徒が精神疾患や精神障害を正しく理解するための媒体や人材。	
福井県精神保健福祉センター	国民の精神障害に対する意識改革	精神疾患に対する正しい理解	ビデオ(講義、ドキュメンタリー、ドラマ等)	
長野県精神保健福祉センター	精神疾患の理解と市民のステイタスをなくす。	学校教育から生涯教育まで通したの啓発活動。	ビデオ、ホームページ	
静岡県精神保健福祉センター	課題 精神疾患の理解と国民意識の変革で最も効果的なのは、当事者と支援者を中心としたテレビ報道と考えます。当事者活動が盛んになってきている折、より積極的に報道機会を増やし、アピールする必要があると思われまます。			
滋賀県立精神保健総合センター	精神疾患等について正しく理解し、それぞれの立場に応じた対応ができるようになる。	生涯を通じて発達段階やライフサイクルに応じた精神保健に関する内容について学ぶ機会を設定する。	パンフレット、ビデオ、パネル等	
京都府精神保健福祉総合センター	こころのバリアフリー 自殺予防	心の健康に関し、正しく理解して	視聴覚教材	

ター	大阪府こころの健康総合センター	(目標)あらゆる機会を通じて対象者の求めに応じた適切な情報の提供を行う。地域生活の身近な場でふれあい場づくりをする	啓発媒体を使用した講座により正しい理解を深める。その上で体験学習とグループワークにより、一歩を踏み出すための行動変容につながる	啓発ビデオ・啓発パネル・啓発リーフレット	ビデオ「ともに暮らす町・おおさか」パネル「こころの病気や障害の理解シリーズ」5枚1組
	岡山県精神保健福祉センター	当事者の方が声を出せる場を作る			精神保健福祉協会作成による普及啓発パネル(18枚)
	山口県精神保健福祉センター			著作権フリーで、現場で改変できる「素材」の提供を希望します。	
	香川県精神保健福祉センター	当事者や家族の障害や疾患の理解。当事者活動の促進。一般市民の疾病や障害についての啓発	表層的であったり、余り図式的に簡略化したり、断言的であったりせずそれぞれが考えうる余地を十分残しヒントとなるような教材		
	愛媛県精神保健福祉センター	精神疾患・精神障害者がこく当たり前に受け入れられ、支持される地域社会づくり	精神疾患…精神障害者に対する誤解・偏見を解くことを目的に、就学前段階から正確に知識・情報を伝え、障害者との交流を図る	幼児・小学校低学年の児童に様々な障害・個性等を持った人達が、共生・共存する社会の大切さを分かりやすく伝える絵本やアニメビデオ	

高知県立精神保健福祉センター	学生(小中高高校生)に対する精神障害理解	学生(小中高高校生)に対する精神障害理解	学生(小中高高校生)に対する精神障害理解	ビデオ・パソコンソフト	就労支援ビデオ 「夢をつむぐ～それぞれの働き方～」
佐賀県精神保健福祉センター	トストレス対処法について具体的な方法の開発・普及(特に子供達が普段の生活の中の身にうけているようなもの)				
大分県精神保健福祉センター	精神疾患は誰でもかかりうる病気であること。正しい治療・支援が必要であること	精神疾患は誰でもかかりうる病気であること。正しい治療・支援が必要であること	教育部門での障害者教育(教職員・児童生徒)メディア部門での普及啓発(メディア関係者・一般住民)	パンフレット・リーフレット等・ホームページ・ビデオ・映画	
鹿児島県精神保健福祉センター	●心の病は特別な病気ではないこと。●心の病があっても一般の人達と同様に暮らす権利があること。	●心の病は特別な病気ではないこと。●心の病があっても一般の人達と同様に暮らす権利があること。	●誰でも精神疾患にかかる可能性があること。●早期発見・早期治療できちんと治療し、周囲の理解があれば地域の中で生きていくことが出来ること。		
沖縄県立総合精神保健福祉センター	精神の病は誰でもかかる病気。精神の病は治療したら回復する病気	精神の病は誰でもかかる病気。精神の病は治療したら回復する病気	講演会や市町村主体の各種精神保健福祉イベント増やす。マスコミの健康番組に占める精神の割合を増やす		
札幌市精神保健福祉センター					年代や対象に合わせた教材。(例えば子供向け・知的障害者向けなどに絵をふんだんに使っ

				たものを疾病別に)	
仙台市精神保健福祉総合センター	市民の理解が容易で意識の変容が可能な資料の作成。できるだけ多くの市民に普及が可能な資料の作成とその普及手段及びビルト開発。	うつ病・てんかん・アルコール依存症・統合失調症などについての理解と偏見の除去	企業向けうつ病予防のツール	精神疾患に関するパンフレット・パンフ・当事者向け社会資源冊子	
千葉市こころの健康センター	認識率の調査等具体的な数値目標の設定。啓発のマニュアル化の検討。病者、障害者の理解。	こころのバリアフリーを指すためには早い時期からの教育が有効と考えられるので、小学校高学年程度からの啓発用教材やパンフレットの作成。地域の医療施設との協働。	パンフレット		
横浜市こころの健康相談センター	日常生活の中に身体の健康づくりと同様、こころの健康についても配慮できるようにする	ストレスマネジメント・うつに対する理解の向上など	ビデオ・パンフレットなど		
川崎市精神保健福祉センター	精神疾患を特別なものとして捉えず、誰もが自分自身の問題であると捉えること	一般市民・学童・学生・ボランティア等を対象にした「精神保健福祉の理解」	一般市民や小中高校生・ボランティアを対象にした精神保健福祉の普及啓発に関する教材		
名古屋市精神保健福祉センター	精神疾患の正しい理解	講演会	ビデオ、パンフレット		

<p>京都市こころの健康増進センター</p>	<p>目標:精神障害の正しい理解。 課題:学校教育の中で他障害と共に理解してもらえよう、幼少時からの取組が必要。</p>	<p>●「精神疾患とは」「障害とは」等、講話やリーフレットにより正しい理解を深めてもらう。●実習やイベント等で精神障害者と共に過ごす機会を増やす。</p>	<p>センター職員が普及啓発のために、地域に出向いて講師として話をするには限界がある。そのため、市民にわかりやすい精神疾患に関するパワーポイントの教材及び講師説明資料を作成し、配布することにより、保健所の精神保健関係職員がより多く市民に普及啓発できると考える。</p>	
<p>広島市精神保健福祉センター</p>	<p>障害のない人もある人も地域で共に生活をする社会を実現する。</p>	<p>病気であることを理解し、差別偏見なく生活できる社会が必要である。</p>		
<p>福岡県精神保健福祉センター</p>	<p>精神疾患の正しい知識を普及啓発すること</p>	<p>統合失調症やうつ病等罹患者の多い疾患の正しい知識を広め、誤った認識を訂正する。</p>	<p>特に児童・生徒向けの教育資料。</p>	
<p>北九州市精神保健福祉センター</p>				<p>北九州市広報室 作成(当センター協力)ビデオ「誤解から理解へ～精神障害者の現在～」, H12.12.9 北九州市提供番組にて放映。</p>

精神保健福祉協会				
北海道精神保健協会	<p>教育関係者、PTA、企業、民生委員、マスメディアなどに対して、それぞれにふさわしい啓発パンフレットを対象者別に作成する必要がある。特に教育関係者、マスメディアへのパンフレットが大切である。</p>	WPAのガイドラインに沿うことで良い。	教育関係者～冊子「生徒に精神保健をどのように伝えるか」、報道関係者～「プレスキット」の作成開発。	
(社)宮城県精神保健福祉協会	<p>精神疾患の差別・偏見を解消するための正しい知識の啓発・普及を図る。</p>	一般市民を対象にした講演会や研修会。労働安全衛生を担当する人達への研修。精神障害者の地域生活の実際。	簡易な啓発用パンフの発行。具体的な事例を通しての職場用の心の健康パンフ及び担当者の用の研修教材。精神障害者の地域生活の実際に関するビデオ。	
秋田県精神保健福祉協会	<p>精神障害(統合失調症、痴呆、ひきこもり)</p>	精神障害への理解を促すもの	ビデオ	
千葉県精神保健福祉協議会	<p>精神疾患が特殊なものではなく、誰もが関わる可能性があるものであることを理解してもらう。</p>	統合失調症、うつ病、各種の依存、PTSD などについての啓発。	小冊子、ビデオ	
(社)神奈川県精神保健福祉協会	<p>精神障害に関する理解の促進、偏見の除去、国民一人一人の自己の心の健康づくり、健康管理。</p>	ストレスに関する自己覚知、気軽な受療行動の育成。	ビデオ	

新潟県精神保健福祉協会	普及啓発活動は日常的に不可欠と思います。	普及啓発活動は日常的に不可欠と思います。	精神疾患でも、特にうつ病は誰にでも起こりうる病気として理解とメンタルヘルスを職場・家庭環境で適切に取り入れていく。特別な疾患ではない。かなりの部分で、治療法が確立している。	ビデオ 子どもにもわかりやすい視覚に訴えるもの。	「心の病とのつきあい方」「病気のこっちゃんと知ろう」「私達の想っていること」啓発冊子
長野県精神保健福祉協議会	精神障害者の地域生活支援	健康づくりの視点をいれた取り組みをすること。病気を自らの(健康)をつなげて理解するようになる。	研修一住民の身近な場で草の根の正しい理解と体験学習。	ビデオ 啓発ビデオ、冊子	
三重県精神保健福祉協議会	他人の問題ではなく、自分の問題としての意識づけ。	障害者の理解と人権の尊重	学齢期からの障害に対する教育		
(社)大阪精神保健福祉協議会	当事者の方が声を出せる場を作る。	当事者の方が声を出せる場を作る。			精神保健福祉協会作成による普及啓発パネル(18枚)
和歌山県精神保健福祉協会	精神疾患への正しい理解と偏見の打破、ストレス(自殺を含む	精神疾患への正しい理解と偏見の打破、ストレス(自殺を含む	統合失調症・うつ病に加え、児童思春期・中高年・老年期の精	市民公開講座・テレビ・ラジオによる広報活動、ビデオ・DVDな	

	む)への対処などに関する普及啓発。	神障害の正しい理解。	どの貸し出しなど。
高知県精神保健福祉協会	精神障害についての正しい理解。	就学児童(中高生も含む)への研修。地域住民単位での研修。	ビデオ・パンフレット(ミニ冊子)
(社)長崎県精神保健福祉協会	精神疾患は誰でも思う可能性のある病気である。	自殺者が毎年増え続けており、自殺の未然防止とうつ病についての理解。	インターネットを通じて知り合った者同士の自殺予防とうつ病対策の啓発ビデオ。
(社)熊本県精神保健福祉協会	精神科病院・クリニックの敷居を低くする。	精神疾患や精神障害者に対する誤解・偏見をなくす。精神疾患も誰でもかかりうる可能性がある疾患であるという認識を持つ。	精神障害者に対する人権侵害の実態を学ぶ。献血推進・薬物乱用防止教室等は、中・高校で取り入れている。精神障害者に対する偏見は正並びに精神疾患に関する正しい理解のための啓発用DVD等作成(学校等へ配布)
大分県精神保健福祉協会	精神疾患は誰でもかかる可能性のある病気であるということ。正しい治療と支援が必要なこと。	教育部門での障害者教育。メディア部門での普及啓発。	パンフレット、ビデオ、映画、ホームページ
(財)沖縄県精神保健福祉協会	地域住民の心の健康を保持・増進する。	メンタルヘルス、うつ病、統合失調症など。	ビデオテープ、教本など。

心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会報告書
～精神疾患を正しく理解し、新しい一步を踏み出すために～
(平成16年3月)(概要)

1. 普及啓発の基本的方向

《現状認識》

- 精神疾患は、誰でもかかる可能性のある病気であり、適切な治療の継続により、その症状は相当程度安定化し、軽快又は治癒する病気であるが、国民の間で、精神疾患に関する基本的な認識は不十分。
- 精神疾患や精神障害者に対する正しい理解の促進を図るため、あらゆる機会を通じて普及・啓発に正面から取り組むことが必要。

《今後の取組の基本的考え方》

- 精神疾患を誰もが自分自身の問題として捉えることが重要であり、そうすることにより、精神疾患についての理解がより深まる。
- 精神疾患を正しく理解するだけでは不十分であり、理解に基づき、これまでの態度を変え適切に行動することができるようになることが重要。

2. 「こころのバリアフリー宣言」

～精神疾患を正しく理解し、新しい一步を踏み出すための指針～

- 全国民を対象として、精神疾患や精神障害者に対しての正しい理解を促すための基本的な情報を8つの柱として整理。
※ 内容は別紙1を参照

3. 指針の趣旨の普及方法

- 当事者とのふれあいの機会を持つなどの地域単位の活動と、マスメディア等の様々なメディアを媒体とした活動のそれぞれの特性を活かした活動を対象者にに応じて進めていくことが重要。
- 住民と第一線で接する保健医療福祉関係者、地域活動関係者、雇用や教育の関係者、行政職員、メディア関係者等が、それぞれまず理解を深めたいと考える対象者を念頭において、対象者に応じた適切な情報を発信することにより、さらに対象者から情報発信の広がりが期待。
※ 各主体別の取組は別紙2を参照
- 国は、毎年10月末の精神保健福祉週間等を中心として集中的に知識を広く情報発信するなどにより、普及・啓発の取組が国民的な運動となるよう地方公共団体や各界各層に広く呼びかけ、必要な協力を実施。

「こころのバリアフリー宣言」 ～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～

【あなたは絶対に自信がありますか、心の健康に？】

第1：精神疾患を自分の問題として考えていますか（関心）

- ・ 精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります。
- ・ 2人に1人は過去1ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています。

第2：無理しないで、心も身体も（予防）

- ・ ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう。
- ・ 自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう。
- ・ サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう。

第3：気づいていますか、心の不調（気づき）

- ・ 早い段階での気づきが重要です。
- ・ 早期発見、早期治療が回復への近道です。
- ・ 不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を。

第4：知っていますか、精神疾患への正しい対応（自己・周囲の認識）

- ・ 病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう。
- ・ 休養が大事、自分のリズムをとりもどそう。急がばまわれも大切です。
- ・ 家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください。

【社会の支援が大事、共生の社会を目指して】

第5：自分で心のバリアを作らない（肯定）

- ・ 先入観に基づくかたくなな態度をとらないで。
- ・ 精神疾患や精神障害者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識が伝わっていないことから生じる単なる先入観です。
- ・ 誤解や偏見に基づく拒否的態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさえあります。

第6：認め合おう、自分らしく生きている姿を（受容）

- ・ 誰もが自分の暮らしている地域（街）で幸せに生きることが自然な姿。
- ・ 誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できます。

第7：出会いは理解の第一歩（出会い）

- ・ 理解を深める体験の機会を活かそう。
- ・ 人との多くの出会いの機会を持つことがお互いの理解の第一歩となるはずです。
- ・ 身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です。

第8：互いに支えあう社会づくり（参画）

- ・ 人格と個性を尊重して互いに支えあう共生社会を共に作り上げよう。
- ・ 精神障害者も社会の一員として誇りを持って積極的に参画することが大切です。

指針の趣旨を踏まえた各主体別の取組の方向性

1 当事者・当事者家族

実施主体	対象者	ポイント
当事者・当事者家族	当事者・当事者家族	・精神疾患等について正しい情報を入手し、理解を深めた上で、自ら精神疾患に対して適切に対応できるようにすること
	地域住民	・当事者等が主体となって、様々な地域活動と連携し、障害別を超えた情報発信の中心となる取組を推進すること

2 保健医療福祉関係者、地域活動関係者

実施主体	対象者	ポイント
保健医療福祉関係者	保健医療福祉関係者	・精神障害者に関わる専門職の再教育や、専門職どうしが自らの資質を高め合い、連携しあうこと
	地域住民	・特に、精神障害者に関わる施設や事業者が周辺住民に対して積極的に情報発信を進めること
地域活動関係者(民生委員、ボランティア等)	地域住民	・住民の身近な相談相手として、地域社会の先導役となる地域活動関係者自身が、当事者とのふれあい等を通じて精神疾患等について正しく理解し、それを地域住民に広げていくこと。

3 雇用や教育の関係者

実施主体	対象者	ポイント
雇用の関係者	管理監督者	・管理監督者自身が精神疾患等を正しく理解し、雇用の心の健康の変化に早期に気づき、適切に対応できること ・精神障害者が雇用され、働く意欲が高まるような環境づくりを行うこと
	雇用者	・精神疾患等について自らの問題として正しく理解し、ストレスコントロールを行うなど、適切に対応すること
教育の関係者	教職員	・教職員自身が精神疾患等を正しく理解し、児童・生徒の心の健康の変化に早期に気づき、適切に対応すること
	児童・生徒	・心の健康に関する適切な情報提供の際には児童・生徒の発達段階を考慮すること

4 行政、メディア関係者

実施主体	対象者	ポイント
行政	行政職員	・一般職員及び専門職員ともに精神疾患等について正しく理解し、その知識・技術を日常業務で積極的に活用すること
	地域住民	・当事者とのふれあい等を通じて、精神疾患等について理解を深める機会を積極的に増やすこと
メディア	メディア	・マスコミ関係者の理解や共感を醸成することにより、普及活動効果を高めること
	国民	・メディア自体が主体的に普及啓発をすること(様々な実施主体が行うメディアを介した普及啓発も重要)

平成 16 年 11 月 15 日

精神保健福祉センター所長
精神保健福祉協会会長
各位

国立精神・神経センター精神保健研究所
精神保健計画部長 竹島 正

精神疾患の理解と国民意識の変革の取組に関する
基礎調査について（協力依頼）

前略

日頃はたいへんお世話になっております。

厚生労働省内に設置された精神保健福祉対策本部では、平成 16 年 9 月に「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を公表し、今後、地方公共団体、関係審議会等の意見を聴きながら、平成 17 年における精神保健福祉法の改正をはじめとする施策群の実施につなげることをしています。

平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）「精神障害者の正しい理解に基づく、ライフステージに応じた生活支援と退院促進に関する研究」（主任研究者 上田 茂）の分担研究「精神障害者のライフステージの正しい理解と、社会参加を支援する地域の育成に関する研究」（分担研究者 竹島 正）におきましては、精神障害者の社会復帰・社会参加を支援する普及啓発・地域づくりの方法を明らかにするため、質問紙調査と訪問聞き取り調査を実施し、研究結果を市民活動支援のガイドライン等にまとめることになりました。

このうち質問紙調査は、「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会報告書～精神疾患を正しく理解し、新しい一步を踏み出すために～」に示された「各主体別の取組の方向性」のカテゴリー分類（資料添付）を参考に、全国の精神保健福祉センター、精神保健福祉協会を対象に実施することといたしました。

各都道府県の回答は、16 年度報告書の添付資料として、都道府県名を付して掲載し、精神疾患の理解と国民意識の変革のための貴重な情報として活用していただけるようにいたします。また 17 年度における訪問聞き取り調査の参考にさせていただきます。

ご多忙のところ恐れいたしますが、本研究の意義をご理解いただき、ご協力の

ほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお本調査は、精神保健福祉センターと精神保健福祉協会の両方にお願ひしております。両者の回答に同じ内容を含んでいてもけっこうです。

回答は、12月10日（金曜）必着で、下記あてに郵送にてお送りください。よろしくお願ひいたします。

記

お送りした調査票一式は、次のとおりです。

- 1) 協力依頼（本紙）
- 2) 調査票
- 3) 「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会報告書～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すために～」(概要)
- 4) 返信用封筒

問い合わせ・連絡先

国立精神・神経センター精神保健研究所

精神保健計画部長 竹島 正

〒272-0827 千葉県市川市国府台 1-7-3

電話（直通） 047-375-4749

ファクス 047-371-2900

e-mail ttake@ncnp-k.go.jp

精神疾患の理解と国民意識の変革の取組に関する基礎調査 (調査票)

回答は、該当する番号に○をつけるか、記入欄に具体的にご記入ください。

A 当事者・当事者家族の活動についてお聞きします。

精神障害者家族会、断酒会等のいわゆる当事者活動と、その活動の中で当事者・当事者家族が実施主体となり、その会員等を対象者として、「精神疾患等について正しい情報を入手し、理解を深めた上で、自ら精神疾患に対して適切に対応できるようにする」ことを目的とした取組が行われているかどうかについてお聞きします。

問1 貴施設または貴組織の圏域で、当事者・当事者家族が実施主体となった、精神疾患の理解と意識の変革のための学習活動が行われているとの情報がありますか。平成16年度に実績のあるものについてお答えください。

1. 情報がある 2. 情報はない

問2 問1についての、精神疾患別の当事者・当事者家族による学習活動が行われていること把握されていますか。

精神疾患別の学習活動	1. 把握して いる	2. 把握して いない
痴呆性老人家族の会	1.	2.
精神分裂病（統合失調症）圏の当事者/家族会	1.	2.
アルコール依存症の当事者/家族会	1.	2.
アルコール以外の薬物依存の当事者/家族会	1.	2.
うつ病/気分障害の当事者/家族会	1.	2.
神経症性障害の当事者/家族会(生活発見の会等)	1.	2.
摂食障害の当事者/家族会	1.	2.
成人の人格及び行動の障害の当事者/家族会	1.	2.
広汎性発達障害の当事者/家族会	1.	2.
多動性障害の当事者/家族会	1.	2.
てんかんの当事者/家族会	1.	2.

問3 問1についての、精神疾患別でない当事者・当事者家族による学習活動について把握されていますか。

精神疾患別でない学習活動	1. 把握している	2. 把握していない
ひきこもりの当事者/家族会	1.	2.
自殺者の遺族の会	1.	2.
災害/犯罪被害者と家族の会	1.	2.
その他（具体的に： ）	1.	2.

問4 上記の問2、3に挙げた活動に平成16年度現在、貴施設は直接関与していますか。関与とは、企画運営に参加または助言する、あるいは実際の会議等に出席することです。

当事者活動	1. 関与している	2 関与していない。
痴呆性老人家族の会	1.	2.
精神分裂病（統合失調症）圏の当事者/家族会	1.	2.
アルコール依存症の当事者/家族会	1.	2.
アルコール以外の薬物依存の当事者/家族会	1.	2.
うつ病/気分障害の当事者/家族会	1.	2.
神経症性障害の当事者/家族会(生活発見の会等)	1.	2.
摂食障害の当事者/家族会	1.	2.
成人の人格及び行動の障害の当事者/家族会	1.	2.
広汎性発達障害の当事者/家族会	1.	2.
多動性障害の当事者/家族会	1.	2.
てんかんの当事者/家族会	1.	2.
ひきこもりの当事者/家族会	1.	2.
自殺者の遺族の会	1.	2.
災害/犯罪被害者と家族の会	1.	2.
その他（具体的に： ）	1.	2.

次に、当事者等が主体となって、「地域参加や交流を行い、情報発信の中心となっている活動」についてお聞きします。

問6 平成16年度現在、上記のような取組が貴施設または貴組織の圏域で行われているとの情報がありますか。

1. 情報がある 2. 情報はない

問7 このような取組のうち、代表となる事例を最大2例まで例示してください。(記入例参照)

<記入例>

内容と実施方法：シルバーリボンキャンペーン（精神障害・知的障害などへの偏見を払拭するためのキャンペーン）、無料パンフレット配布、バザー、ニュースレターの発行

主催団体：ABC会（ボランティア団体） 対象：地域住民

事例1

内容と実施方法

主催団体： 対象：

事例2

内容と実施方法

主催団体： 対象：

